

資格審査申請書受付票 (建設工事)

東海財務局

受付印

受付番号 ※	商号又は名称
--------	--------

希望 工種名	コード	工種名								

- (注意) ・記入方法については、別添の「資格審査申請書受付票記載要領」を参照願います。  
 ・受付票は等級決定通知書が届くまでの控となりますので大切に保管してください。  
 ・申請書(別紙第1号様式(その2))と同一の希望工種を記載してください。

- (注意) ・この2～5の項目に記載いただいた先へ等級決定通知書を送付します。  
 (原則、担当者宛ではなく、本社等、申請元へ送付します。)

再審査事由

※

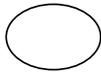
受付番号 ※	1. 法人番号	フリガナ	フリガナ	(役職名)
フリガナ	2. 商号又は名称	3. 代表者氏名		
4. 郵便番号	-	フリガナ		
5. 住所				
6. 電話番号	[担当者連絡先:		(担当者名: )]	

7. 資本金	千円			8. 総職員	人			9. 国籍名等				
10. 希望 工種分 (コード)	コード	工種	総合 評価 値	コード	工種	総合 評価 値	コード	工種	総合 評価 値	コード	工種	総合 評価 値

提出書類	通常の申請	名簿登録	提出書類	(必要なケース)
1 資格審査申請書受付票			⑩ 委任状	代理人申請の場合
2 資格審査申請書(別紙第1号様式(その1))		写	⑪ 建設共同企業体協定書	JV
3 資格審査申請書(別紙第1号様式(その2))			⑫ 適格組合証明書	官公需適格組合
4 名簿登録申請書(別紙第4号様式)			⑬ 企業集団及び企業集団についての数値等認定書	グループ経営 持株会社化経営
5 工事経歴書(別紙第1号の2様式)			⑭ 合併等に係る契約書	合併による新設会社等
6 営業所一覧表(別紙第1号の3様式)			⑮ 更生手続等開始の決定書	更生手続開始決定
7 総合評価値通知書			⑯ 貸借対照表・損益計算書	更生手続開始決定
8 納税証明書			⑰ 定款、役員等の変更を証明する書類	更生手続開始決定
9 等級決定通知書の写し				

- (注意) ・丸囲み数字の書類については、該当する場合のみ提出を要するものです。  
 ・⑮～⑰の更生手続開始決定とは、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者、及び民事再生法に基づく再生手続の開始の決定を受けた者が該当します。  
 ・添付書類は、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可とします。

受付印



01	1	新規	※ 02 受付番号	※ 03 業者コード			※ 申請者	06 適格組	年	月	日
	2	更新		04 建設業許可番号		—	05 の規模	合証明	第		号

### 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和7・8年度において、財務省(東海地区)で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年 月 日  
 東 海 財 務 局 長 殿

07 郵便番号  -  08 法人番号

フリガナ

09 住 所

フリガナ

10 商号又は名称

フリガナ

11 代表者氏名 (役職)  (氏名)

12 本社(店)電話番号  13 本社(店)FAX番号

フリガナ

14 担当者氏名  15 担当者電話番号

16 メールアドレス

17 外資状況

1 外国籍会社 [ 国名: ]	2 日本国籍会社 [ 国名: ] (比率: 100%)	3 日本国籍会社 [ 国名: ] (比率: %)	[ 国名: ] (比率: %)
--------------------	-----------------------------------	--------------------------------	--------------------

18 営業年数  年

19 総職員数 (人)

20 設立年月日(和暦)  
 明治 大正 令和 昭和 平成  年  月  日

21 みなし大企業  
 下記のいずれかに該当する  該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※ 受付番号

※ 業者コード

22	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	※ ③ 申請を希望する部局																							
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計	
完	01																									
	02																									
	03																									
	04																									
	05																									
	06																									
	07																									
	08																									
	09																									
	10																									
工	11																									
	12																									
	13																									
	14																									
	15																									
	16																									
	17																									
	18																									
	19																									
	20																									
事	21																									
	22																									
	23																									
	24																									
	25																									
	26																									
	27																									
	28																									
	29																									
	30																									
高	31 その他																									
	32 合計																									

- 1 消費税を含まない額を記載すること。
- 2 千円未満は四捨五入すること。



記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。

記載を要する完成工事並びに未成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分にかかる完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 本表は、経営事項審査書に添付した工事経歴書(直前1年分)の写しで代替することができる。

